

平成 24 年度 厚生労働省社会的養護関係予算案の概要

	(平成 23 年度予算額)	(平成 24 年度予算案額)
社会的養護の充実	85,595 百万円	→ 91,449 百万円
(うち、児童入所施設措置費)	83,473 百万円	→ 89,281 百万円

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会等で検討を行い、本年 7 月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめ、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、里親推進など家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもやDV被害を受けた母子などに対する専門的ケアの充実、施設の運営の質と職員の専門性の向上、親子関係の再構築支援、自立支援、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の見直しなどを推進していくこととしたところである。

社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要であり、社会的養護を必要とする子どもたちが、健やかに育ち、社会に参加していけるよう、社会的養護の施策の充実を図る。

(1) 児童養護施設等の人員配置の引上げ

社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置は、昭和 51 年（児童自立支援施設は昭和 55 年、母子生活支援施設は昭和 57 年）に定められた水準であり、虐待を受けた子ども、障害児等やDV被害を受けた母子の増加に対応し、ケアの質を高めるため、30 数年ぶりに児童指導員・保育士等の基本的人員配置を引き上げる。

児童養護施設	小学生以上	6 : 1	→	5.5 : 1
	1 歳児	2 : 1	→	1.6 : 1
	0 歳児	1.7 : 1	→	1.6 : 1
乳児院	0・1 歳児	1.7 : 1	→	1.6 : 1
情緒障害児短期治療施設		5 : 1	→	4.5 : 1
児童自立支援施設		5 : 1	→	4.5 : 1
母子生活支援施設	20 世帯未満	1 人	→	10 世帯未満 1 人
(母子支援員)				10 世帯以上 20 世帯未満 2 人
	20 世帯以上 2 人		→	20 世帯以上 3 人

(2) 施設における家庭的養護の推進

○施設の小規模化の推進

施設の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護を推進するため、児童養護施設等で、家庭的な環境のもと職員との個別的な関係を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する小規模グループケア（713 か所→743 か所）や、本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設（210 か所→240 か所）の増を図る。

また、全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるよう配置数の増（160 か所→743 か所）を図る。

○地域小規模児童養護施設等への賃借料の算定

施設機能の地域分散化を推進するため、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアのグループホーム型、自立援助ホーム、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部を措置費算定（月額10万円）する。

（3）里親支援等の推進

○里親支援専門相談員の配置

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。

○ファミリーホームへの賃借料の算定

里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部を措置費算定（月額10万円）する。

○里親支援機関事業の推進

里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。

○調査研究事業の実施

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関等を対象に調査・研究を行う。

（4）被虐待児童等への支援の充実

○受け入れ児童数の拡大

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等や里親について、受け入れ児童数の拡大を図る。

○乳児院の被虐待児個別対応職員の配置の拡充

虐待を受けた乳幼児に適切に対応するため、乳児院に配置する被虐待児個別対応職員を全施設に配置する。

○一時保護の充実

一時保護の充実を図るため、里親等へ一時保護委託した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費等相当分に加え、里親手当相当分の委託費（月額2,360円）を支給する。

○児童家庭支援センター運営等事業の推進

子どもや保護者への相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置推進を図るとともに、心理療法担当職員の配置を充実し、支援体制の充実を図る。

○民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設の拡大

民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設に児童家庭支援センターと児童厚生施設を追加する。また、看護師については、経験豊富な看護職員の確保のため、医療機関での勤務経験を算定できることにする。

○児童養護施設入所児童の情緒障害児短期治療施設等（通所部）利用

児童養護施設入所児童のうち、児童相談所が必要と認めた児童について、情緒障害児短期治療施設（通所部）や児童自立支援施設（通所部）の利用を可能とすることで、児童の支援の充実を図る。

（５）要保護児童の自立支援の充実

○就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善

就職や大学進学等を契機として退所し、自立生活を始める児童の自立支援の充実を図るため、就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善（216,510円→268,510円）を図る。

○自立に役立つ資格取得等のための高校生の特別育成費の改善

児童養護施設等の入所児童や里親の委託児童の自立支援の充実を図るため、児童が受ける英語検定、簿記検定など、就職に役立つ資格の取得経費を支給（55,000円）する。

○母子生活支援施設の入所児童の入進学支度金等の創設

母子生活支援施設の入所児童に、児童養護施設の児童と同様、小学校、中学校又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金等を支給（小学校 39,500円、中学校 46,100円、高校 58,500円）することで、母子の自立支援を図る。

○自立援助ホームの設置推進等

自立援助ホームの設置推進（93か所→115か所）を図るとともに、自立援助ホームの利用児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給する。

（６）施設運営の質の向上

○第三者評価の義務化に伴う受審経費の算定

施設の一層の運営の質の向上と透明化を図る観点から、新たに児童福祉施設最低基準により義務付けた第三者評価の受審経費を措置費算定（一回 30万円）する。

（参考）児童入所施設措置費予算額の推移

年度（平成）	予算額	対前年度増減額
19年度	752.6億円	+27.5億円
20年度	775.4億円	+22.8億円
21年度	797.5億円	+22.1億円
22年度	812.7億円	+15.2億円
23年度	834.7億円	+22.0億円
24年度予算案	892.8億円	+58.1億円

